

令和6年度 第2回総合教育会議

令和6年10月10日（木）

午後3時00分 開会

801会議室

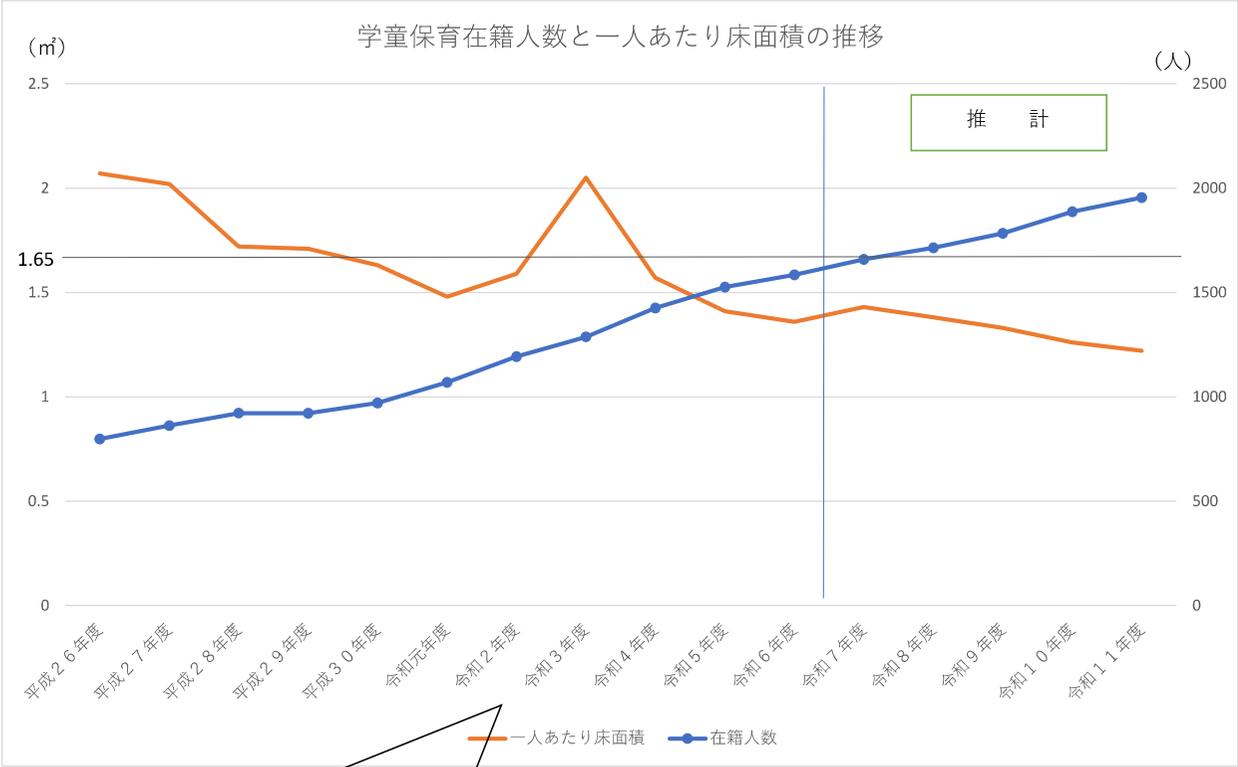
議事日程	議 題	
第1		開会
第2	議題第1号	学童保育所大規模化対策について
第3	議題第2号	いじめ・不登校対策について
第4	議題第3号	名勝小金井（サクラ）100周年記念事業について
第5		閉会

【資料】

資料1	学童保育在籍人数及び児童一人あたり床面積の推移
資料2	いじめ防止基本方針改定案
資料3	いじめ防止基本方針新旧対照表
資料4	名勝小金井（サクラ）名勝指定100周年記念事業

資料 1

学童保育在籍人数及び児童一人あたり床面積の推移



	年 度	在籍人数	一人あたり床面積
実績値	平成26年度	798	2.07
	平成27年度	862	2.02
	平成28年度	922	1.72
	平成29年度	921	1.71
	平成30年度	970	1.63
	令和元年度	1069	1.48
	令和2年度	1193	1.59
	令和3年度	1287	2.05
	令和4年度	1425	1.57
	令和5年度	1525	1.41
推計値	令和6年度	1584	1.36
	令和7年度	1658	1.43
	令和8年度	1714	1.38
	令和9年度	1783	1.33
	令和10年度	1886	1.26
	令和11年度	1954	1.22

※推計値は、児童青少年課独自推計。床面積については、R6.9.1現在の利用面積（2,365㎡）が継続した場合。

※床面積の太字は、1.65㎡を下回る値

令和3年度は、さくらなみ（一小）第3、みどり第3、まえはら第3学童を特別教室借用して開所したことにより、一人あたり床面積改善

放課後児童クラブ運営指針（国）では、「専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められる。」とされている。

小金井市いじめ防止基本方針 (改定案)

令和 年 月 日 小 金 井 市
小金井市教育委員会

小金井市いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の意義

「いじめ」は、それを受けた人の人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性がある。それゆえ、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要である。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題である。

小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を制定し、平成24年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできた。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきた。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、子どもと共にお互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができるとまをづくり、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現する必要がある。

以上のことを踏まえ、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、市民及び関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号。以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、ここに小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する

学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え理解するための道徳科授業及び児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促し、児童等が意見を持ち、表明でき、そうした意見が尊重される学校を目指す。

(2) 児童等の保護の徹底と主体的な取組への支援

ア いじめられた児童等を徹底して守り通す。

いじめられた児童等からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童等が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童等を組織的に守り通す取組を徹底する。

イ 児童等主体の取組を支える。

学校は、周囲の児童等がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童等を守り通すとともに、周囲の児童等の発言を促すための児童

等による主体的な取組を支援する。

ウ いじめの再発防止に努める。

いじめを行った児童等に対しては、その心情及び背景を踏まえて指導を行うとともに、いじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援を行う。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組によりいじめ問題の解決を図る。

(4) 家庭・地域・関係機関と連携した取組

地域社会総掛かりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、家庭や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組むものとする。

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校におけるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

5 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定、最終改定 平成29年3月14日）、東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日策定）及び基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) 組織等の設置

ア 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。

ア 未然防止

- (ア) 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体への醸成
- (イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等によるいじめを行わない態度・能力の育成
- (ウ) 児童等自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童等自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- (エ) 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- (オ) 児童等及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
- (カ) 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力

イ 早期発見

- (ア) 児童等の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察
- (イ) 全ての児童等に対して6月、11月及び2月の「いじめ防止対策強化月間」におけるいじめの実態を把握するためのアンケート調査等の実施及び全ての児童等がいじめに関する相談等をしやすい体制の整備
- (ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談等の窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備
- (エ) 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

ウ 早期対応

- (ア) いじめを発見した場合又はいじめの報告を受けた場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応
- (イ) 聴き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認
- (ウ) いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全の確保
- (エ) いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- (オ) 教育的配慮の下、いじめた児童等への毅然とした態度による指導及び背景を理解した支援や教育相談等の実施
- (カ) 関係児童等及びその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催
- (キ) いじめを見ていた児童等が自分の問題として捉えられるようにする取組
- (ク) 加害者・被害者双方の保護者への支援・助言

- (ケ) 保護者会の開催などによる保護者との情報の共有
- (コ) 関係機関、専門家等との相談・連携
- (ク) いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携

エ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、学校は教育委員会と連携して5(2)アに規定する組織を設けるなどして、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

6 市・教育委員会における取組

(1) いじめの防止等のための組織づくり

ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。連絡協議会の主な所掌事項は次のとおりとする。

- (ア) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (イ) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (ウ) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

教育委員会は、連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例で定めるところにより、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

- (ア) いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議に関する事項
- (イ) 教育委員会又は学校が行ういじめ防止等の対策に関する事項
- (ウ) 学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査に関する事項

ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会を設置し、法第28条第1項の規定に基づ

く調査の結果についての調査（再調査）を行う。

(2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底

教育委員会は、小金井市子どもの権利に関する条例を教育委員会の教育施策に位置付け、児童等、家庭及び市民に周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。

(3) いじめの防止等に関する取組

ア 相談体制の整備と周知

児童等及び保護者が面接、電話、メールなど、多様な方法による相談ができる窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備する。また、市教育相談所及び学校における相談窓口、教育委員会以外の相談機関の相談体制や連絡先を定期的に児童等、保護者及び市民に周知する。

イ 関係機関との情報共有や連携

警察、児童相談所、こども家庭センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識をもつスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対処ができるよう学校に対して必要な助言を行うとともに、警察や法務局等の関係機関との連携を図る。また、児童等に対する情報モラル教育の充実及び家庭に対する啓発活動に取り組む。

オ 啓発活動

いじめの防止等に向けて、児童等、家庭及び市民に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施

生活指導主任研修会、人権教育推進委員会等と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(4) 重大事態への対処

学校において重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、小金

井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校及び教育委員会と連携して当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項に基づき、次のことを想定しており、重大事態か否かの判断は学校及び教育委員会が行う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- (イ) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (ロ) 身体に重大な被害を負った場合
- (ハ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (ニ) 精神性の疾患を発症した場合など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席することとは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、当該児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 学校における重大事態への対処

- ア いじめられた児童等の安全の確保
- イ いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ウ 重大事態発生について教育委員会へ報告
- エ 関係機関、専門家等との相談・連携
- オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- カ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力
- キ 重大事態の調査結果についての6(1)ウに規定する市長の調査（再調査）への協力

(3) 市・教育委員会における重大事態への対処

- ア 支援及び調査と情報の提供

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生した重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

8 その他

市は、この基本方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

小金井市いじめ防止基本方針 新旧対照表

改定方針	現行方針	備考
<p>1 基本方針策定の意義</p> <p><u>「いじめ」は、それを受けた人の人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性がある。それゆえ、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要である。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題である。</u></p> <p><u>小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を制定し、平成24年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできた。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきた。</u></p> <p><u>子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、子どもと共にお互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができるようになり、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現する必要がある。</u></p> <p><u>以上のことを踏まえ、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下</u></p>	<p>1 基本方針策定の意義</p> <p><u>いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要である。</u></p> <p><u>小金井市では、平成24年10月に学校と市民が力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができるように「いじめのないまち 小金井」を宣言し、その実現に全力で取り組んできた。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>「いじめのないまち 小金井宣言」</u></p> <p><u>未来を担う子どもたちが、笑顔とともに元気で、毎日を過ごすことは、みんなの願いです。ここに、「いじめのないまち 小金井」を宣言します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>一 こころをつなぎ「いじめゼロ」をめざします。</u> <u>一 がまんをしないで相談します、相談させます。</u> <u>一 ねばりづよく、かけがえのない命を守ります。</u> <u>一 いじめをしない、させない勇気を持ちます。</u> <p><u>小金井市は、学校等、市民の皆さんとも力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望を持って健</u></p>	<p>いじめ防止対策推進条例の前文を踏まえた規定への変更及び語句の整備</p>

「市」という。)、小金井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、学校、家庭、市民及び関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)、東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号)、小金井市いじめ防止対策推進条例(令和2年条例第33号。以下「条例」という。)等に基づき、いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、ここに小金井市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を定める。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え理解するための道

やかに育つことができるように、全力で取り組むことを誓います。

平成24年10月1日

小金井市

小金井市教育委員会

小金井市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)は、「いじめのないまち 小金井宣言」を受け、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市(以下「市」という。)、小金井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)や東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号)、小金井市いじめ防止対策推進条例(令和2年条例第33号)等に基づき、いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え理解するための

語句の整備

語句の整備及び児童等の意

<p>徳科授業及び児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促し、児童等が意見を持ち、表明でき、そうした意見が尊重される学校を目指す。</p>	<p>取組として<u>道徳の時間</u>、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように<u>促す</u>。</p>	<p>見に係る規定の追加</p>
<p>(2) 省略</p> <p>(3) 教員の指導力の向上と組織的対応 <u>学校一丸となって取り組む。</u> いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により<u>いじめ問題の解決を図る。</u></p>	<p>(2) 省略</p> <p>(3) 教員の指導力の向上と組織的対応 <u>ア 学校一丸となって取り組む。</u> いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により<u>解決を図る。</u></p>	<p>語句の整備</p>
<p>(4) <u>家庭・地域・関係機関と連携した取組</u> <u>地域社会総掛かりで取り組む。</u> いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、<u>家庭や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組むものとする。</u> 保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、<u>学校におけるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。</u></p>	<p>(4) <u>保護者・地域・関係機関と連携した取組</u> <u>ア 地域社会総掛かりで取り組む。</u> いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、<u>保護者や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。</u> 保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、<u>学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。</u></p>	<p>同上</p>
<p>5 学校における取組</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 組織等の設置 ア 省略</p>	<p>5 学校における取組</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 組織等の設置 ア 省略</p>	

<p>イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。</p>	<p>イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。</p>	<p>語句の整備</p>
<p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組 学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。</p>	<p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組 学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。</p>	<p>同上</p>
<p>ア 未然防止 (ア) 省略 (イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等によるいじめを行わない態度・能力の育成</p>	<p>ア 未然防止 (ア) 省略 (イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめを行わない態度・能力の育成</p>	<p>同上</p>
<p>(ウ) } 省略 (エ) }</p>	<p>(ウ) } 省略 (エ) }</p>	
<p>イ 早期発見 (ア) 省略 (イ) <u>全ての児童等に対して6月、11月及び2月の「いじめ防止対策強化月間」におけるいじめの実態を把握するためのアンケート調査等の実施及び全ての児童等がいじめに関する相談等をしやすい体制の整備</u></p>	<p>イ 早期発見 (ア) 省略 (イ) <u>定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童等がいじめを訴えやすい体制の整備</u></p>	<p>アンケート調査実施時期の明確化</p>
<p>(ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談等の窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備</p>	<p>(ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備</p>	<p>語句の整備</p>
<p>(エ) 省略</p>	<p>(エ) 省略</p>	
<p>ウ 早期対応 (ア) <u>いじめを発見した場合又はいじめの報告を受け</u></p>	<p>ウ 早期対応 (ア) <u>いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で</u></p>	<p>規定の整備</p>

た場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応

(イ) 聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認

(ウ) } 省略
(エ) }

(オ) 教育的配慮の下、いじめた児童等への毅然とした態度による指導及び背景を理解した支援や教育相談等の実施

(カ) } 省略
(ク) }
(コ) }

エ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、学校は教育委員会と連携して5(2)アに規定する組織を設けるなどして、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

6 市・教育委員会における取組

(1) いじめの防止等のための組織づくり

ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、小

抱え込まない速やかな組織的対応

(イ) 聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認

(ウ) } 省略
(エ) }

(オ) 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童等への指導

(カ) } 省略
(ク) }
(コ) }

エ 重大事態への対処

(ア) いじめられた児童等の安全の確保

(イ) いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

(ウ) 関係機関、専門家等との相談・連携

(エ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

(オ) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力

(カ) 重大事態発生について教育委員会への報告

(キ) 重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）への協力

6 市・教育委員会における取組

(1) いじめの防止等のための組織づくり

ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「小

語句の整備

規定の整備

新設規定「7 重大事態への対処」に移行

語句の整備

井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。連絡協議会の主な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) }
イ } 省略
(ウ)

イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置
教育委員会は、連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例で定めるところにより、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) }
イ } 省略
(ウ)

ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。

(2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底
教育委員会は、小金井市子どもの権利に関する条例を教育委員会の教育施策に位置付け、児童等、家庭及び市民に周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。

金井市いじめ問題対策連絡協議会を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) }
イ } 省略
(ウ)

イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置
教育委員会は、小金井市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される「小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) }
イ } 省略
(ウ)

ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、「小金井市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。

(2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底
教育委員会は小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を教育委員会の教育施策に位置付け、その周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。

語句の整備

規定及び語句の整備

語句の整備

(3) いじめの防止等に関する取組

ア 省略

イ 関係機関との情報共有や連携

警察、児童相談所、こども家庭センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識をもつスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。

エ 省略

オ 啓発活動

いじめの防止等に向けて、児童等、家庭及び市民に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施

生活指導主任研修会、人権教育推進委員会等と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(4) 重大事態への対応

学校において重大事態が発生した場合、7 重大事態への対応に基づき、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校及び教育委員会と連携して当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) いじめの防止等に関する取組

ア 省略

イ 関係機関との情報共有や連携

警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識を持つスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。

エ 省略

オ 啓発活動

いじめの防止等に向けて、児童等、保護者及び地域に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施

6月、11月及び2月を「いじめ防止対策強化月間」として、定期的な調査を行う。また、生活指導主任研修会、人権教育推進委員会と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(4) 重大事態への対応

ア 支援及び調査と情報の提供

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査

語句の整備

同上

同上

規定の整備

新設規定「7 重大事態への対応」に移行

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項に基づき、次のことを想定しており、重大事態か否かの判断は学校及び教育委員会が行う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(7) 児童生徒が自殺を企図した場合

(i) 身体に重大な被害を負った場合

(ii) 金品等に重大な被害を被った場合

(e) 精神性の疾患を発症した場合など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席することとは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を日途とする。ただし、当該児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 学校における重大事態への対処

ア いじめられた児童等の安全の確保

結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生したいじめの重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

規定の追加

イ いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

ウ 重大事態発生について教育委員会へ報告

エ 関係機関、専門家等との相談・連携

オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

カ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力

キ 重大事態の調査結果についての6(1)ウに規定する市長の調査（再調査）への協力

(3) 市・教育委員会における重大事態への対処

ア 支援及び調査と情報の提供

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生した重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

I 関連事業一覧

	事業名	団体名	実施日		事業名	団体名	実施日
1	記念ステッカー	生涯学習課	R5.10.10～	25	PC用記念壁紙表示による庁内周知	生涯学習課	R6.4.1～
2	記念トートバッグ	小金井市商工会	R5.10.14	26	観桜会と花見の宴	名勝小金井桜の会	R6.4.6
3	リーフレット「名勝小金井桜の復活をめざして」	名勝小金井桜の会	R5.10.14	27	語り芝居「武蔵野の歌が聞こえる」	公民館	R6.5.12
4	成人学校地域研究講座「多摩と江戸の歴史的関係」	NPO法人市民の図書館・公民館こがねい	R5.11.20、22	28	第12回市民文化祭芸術文化フェスティバル2024	NPO法人小金井市文化協会	R6.5.28～6.2
5	体力測定会 地域リハビリテーション活動支援事業	介護福祉課	R5.11.30	29	高齢者学級「みどり・木の樹学級」	公民館	R6.5.8～12.18
6	講演会&シンポジウム「名勝小金井桜を次世代に」	名勝小金井桜の会	R5.12.5	30	みんなで子育て応援ブック「のびのびこがねいっ子」	子育て支援課	R6.6月
7	文化財講演会「文化財としての玉川上水・小金井桜と地域の景観」	生涯学習課	R5.12.9	31	第46回小金井阿波おどり	小金井阿波おどり実行委員会	R6.7.27、28
8	記念ポストカード	生涯学習課	R05.12.18～	32	記念横断幕	生涯学習課	R6.7月～
9	「月刊こうみんかん No.549」発行	公民館	R6.1.1	33	記念商品の開発・販売	(有)亀屋本店	R6.7月
10	会報「YELL（エル）第26号」発行	NPO法人小金井市文化協会	R6.3.1	34	玉川上水草本ガイドブック	名勝小金井桜の会	R6.8月
11	ヤマザクラ贈呈・銘板設置（於：宮城県山元町）	国際ボランティア東京一小金井	R6.3.9	35	小金井市例規集及び小金井市要綱集	総務課	R6.8月
12	記念事業PRポスター	生涯学習課	R6.3.19	36	桜ハルニ展示（於：たてもの園）	生涯学習課	R6.8.3～9.1
13	記念事業PRリーフレット	生涯学習課	R6.3.19	37	駅開業60周年「ヒガコメッセージボード」	東小金井駅	R6.9.4～9.30
14	駅周辺地図作成事業	道路管理課	R6.3.4～	38	第46回小金井薪能	小金井薪能	R6.9.16
15	成人講座「小金井桜と日本の桜」	公民館	R6.3.15、16	39	歴史写真掲示（於：武蔵小金井駅東工事現場）	生涯学習課	R6.9.20～
16	環境賞「未来に残したい小金井桜」	環境政策課	R6.3.15～	40	出張授業「小金井桜」（4年生）	小金井第三小学校・生涯学習課	R6.9.24、25、30
17	仮乗降場100周年記念ポスター展示	武蔵小金井駅	R6.3.15～4.21	41	男女平等に関する市民意識調査	企画政策課	R6.9.27
18	ヒガコ桜を咲かせよう&ヒガコMAP	東小金井駅	R6.3.15～4.21	42	記念ホームページ開設	生涯学習課	R6.9月～
19	テーマ本展示「桜」	図書館	R6.3.15～4.15	43	小金井桜PR動画公開	生涯学習課	R6.9.30予定
20	記念商品の開発・販売	菓子工房ビルドルセ	R6.3.22～	44	令和7年度保育施設等入所案内	保育課	R6.10.1
21	第70回小金井桜まつり	観光まちおこし協会	R6.3.23、24	45	講演会「日本の桜を救ったフェリー・イングラム」	名勝小金井桜の会・生涯学習課	R6.10.5
22	記念商品の開発・販売	Café5884	R6.3.23～	46	FC東京「小金井の日」（於：味スタ）	FC東京・生涯学習課	R6.10.5
23	記念展示「名勝小金井桜」	文化財センター	R6.3.23～5.26	47	第576回講義「御門訴事件と小金井桜」	小金井雑学大学	R6.10.20
24	小金井桜フォトコンテスト	生涯学習課	R6.4.1～5.31	48	小金井桜伐採材活用事業	生涯学習課	R6.10月～

	事業名	団体名	実施日		事業名	団体名	実施日
49	記念展示「名勝小金井桜と鉄道（仮）」	文化財センター	R6.11.1～12.28	58	100周年記念冊子	生涯学習課	R6.12.8
50	特別人形劇「渡辺えり版星の王子さま」	江戸系あやつり人形結城	R6.11.2	59	記念ノベルティ各種	生涯学習課	R6.12.8
51	上の原公園トイレ整備工事	環境政策課	R6.12.2	60	小・中学生用記念リーフレット	生涯学習課	R7.1月予定
52	地域史講座「文人の小金井、武蔵野」	生涯学習課	R6.11.7、16、23	61	講演会「発掘された小金井」	NPO法人小金井市文化協会	R7.2.2
53	こだいら・こがねい文化財めぐり	小平市・小金井市	R6.11.30	62	小金井桜学校植樹（於：各校）	教育委員会	R6年度～
54	第574回講義「野草たちの小金井桜」	小金井雑学大学	R6.12.1予定	63	ブックレット「名勝小金井（サクラ）」	生涯学習課	R6年度
55	記念看板（於：武蔵小金井駅北口設置予定）	生涯学習課	R6.12月初旬	64	小金井桜イベント	小金井青年会議所	R7.3月予定
56	記念式典（於：小金井宮地楽器ホール）	小金井市	R6.12.8	65	桜写真・絵画展（於：たてもの園）検討中	たてもの園・生涯学習課	R7.3～4月
57	お祝いの会「笑顔広がる 小金井桜フェス（仮称）」	小金井市	R6.12.8	行政事業：38 団体事業：22 共催事業：5 合計：65事業			

2 記念式典・お祝いの会プログラム（案）

【実施日】令和6年12月8日（日）

【会場】小金井宮地楽器ホール 大ホール

(1) 記念式典（10：00～12：10）

9:30	受付開始
10:00～10:10	記念動画上映
10:10～10:15	市長挨拶
10:15～10:35	来賓代表者挨拶・来賓紹介（名前のみ）・祝電紹介
10:35～10:50	農業高校ステージ演出
10:50～11:00	休憩
11:00～11:15	功労者表彰式
11:15～11:25	実行委員会委員紹介
11:25～11:45	予定あり
11:45～12:05	無形民俗文化財公演（小金井囃子保存会）
12:05～12:10	閉会挨拶（副市長）

(2) お祝いの会「笑顔広がる 小金井桜フェス（仮称）」（13：30～17：15）

13:00	開場
13:00～13:30	記念動画上映
13:30～13:35	開会宣言（市長）
13:35～13:50	環境賞・フォトコンテスト表彰式
13:50～14:50	記念講演会「小金井桜を次の100年に残していくために（仮）」
14:50～15:20	無形民俗文化財公演（関野町餅搗保存会）
15:20～15:30	休憩
15:30～17:10	ステージイベント（琴演奏、琴演奏+キッズダンス+日舞、日舞、小金井太鼓、合唱+オーケストラ、キッズダンス）
17:10～17:15	グランドフィナーレ～小金井桜 次の100年への誓い～（教育長）
17:15～	閉場